

東伊豆町の新婚夫婦を応援します！ (東伊豆町結婚新生活支援補助金)



◎補助内容

結婚を機に新たに町内の住居へ引っ越しされた新婚夫婦を対象に、**住居費、引越費用**を補助します。

◎補助金額

婚姻時の夫婦の年齢が高い方が29歳以下の世帯 **最大 60 万円**
39歳以下の世帯 **最大 30 万円**

【補助の対象となる新婚世帯の要件】

- (1) R3.1.1～R4.3.31までに結婚された夫婦であること
- (2) 婚姻時において夫婦共に39歳以下であること
- (3) R3.1.1以降に、結婚を機に新たに町内の住居を購入(賃借)し、町内に住所を有していること
- (4) 前年の夫婦の年間合計所得が400万円未満であること
※奨学金を返済している場合は、合計所得から年間返済額を控除します。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていない者
- (6) 過去に本補助金の交付を受けていない者
- (7) 県が実施する結婚新生活応援システムによる「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座」を受講すること。

【補助の対象となる費用】

- (1) 住居費
⇒住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等
※勤務先からの住宅手当支給分は補助対象外
- (2) 引越費用
⇒引越業者又は運送業者への支払い等
※不用品の処分費用、レンタカー代及び謝礼等は対象外



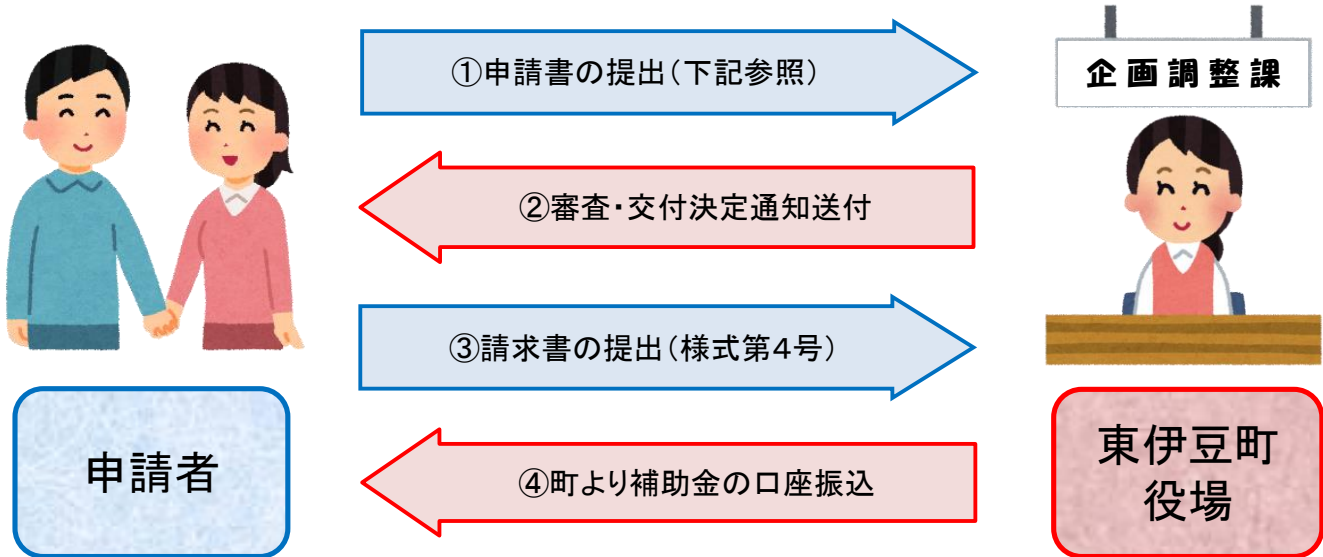
・手続きの流れ、必要書類等は裏面をご覧ください。
・本補助金の申請について分からないことがありましたら、下記担当までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

東伊豆町役場 企画調整課

TEL:0557-95-6202 E-mail:kikaku@town.higashiizu.lg.jp

【申請から補助金交付までの流れ】



●必要書類一覧

必須書類(必ず提出してください)		チェック欄
①	東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)	
②	住民票の写し(世帯全員分)	
③	婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書	
④	夫婦の前年分(1~5月申請の場合は前々年分)の所得証明書	
⑤-1	物件の売買契約書及び領収書、受領書等の写し ※住宅費における物件購入の場合	
⑤-2	物件の賃貸借契約書及び領収書、受領書等の写し ※住宅費における賃貸借の場合	
⑤-3	引越しに係る領収書、受領書等の写し	
任意書類(該当する場合、提出してください)		チェック欄
⑥	住宅手当支給証明書(様式第2号) ※住宅賃借の場合で、給与所得者の場合	
⑦	貸与型奨学金の返済額が分かる書類 ※貸与型奨学金を現に返済している場合	

※その他状況に応じて提出していただく書類があります。必ず事前にご相談ください。

【申請書類提出先】

東伊豆町役場2階 企画調整課 まで
〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354
電話 : 0557-95-6202(直通) FAX : 0557-95-0122

【制度の詳細・申請書様式のダウンロード先】

東伊豆町ホームページURL : <http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp>